

兵庫県立淡路医療センター給食調理業務
運営事業者募集要項

令和7年1月
兵庫県立淡路医療センター

1 目的

この要項は、兵庫県立淡路医療センターと委託契約を締結し、給食調理業務を受託する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

兵庫県立淡路医療センター給食調理業務運営委託

3 履行場所

(1)所在地 兵庫県洲本市塩屋1丁目1番137号

(2)場 所 兵庫県立淡路医療センター

4 委託業務の内容

委託業務の内容は、兵庫県立淡路医療センター給食調理業務運営委託仕様書（以下「仕様書」とい
う。）のとおり。

5 プロポーザル実施条件

(1)契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、令和8年3月31日までの業務履行状況を確認した上で、適正に業務が履行されている場合においては、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和12年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

(2)提案見積上限額（食材費を除く固定費） 月額 10,000 千円（消費税等除く）

(3)必要経費等の負担 県立淡路医療センター給食調理業務運営委託仕様書のとお

6 参加資格 次の要件をすべて満たす事業者に関し、参加することができる。

(1)事業実績のある者

日本国内の一般病床200床以上の病院において、過去5年以上、給食調理業務の受託実績があること。

(2)許認可等の取得者

病院の給食調理業務の受託に関し、各種法令に基づく許可、認可、資格免許等を必要とする場合において、これを受けていること。

(3)兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている事業者であること。

(4)財団法人医療サービス振興会の医療関連サービスマーク認定事業者であること。

(5)欠格要件に該当しない者

法人及びその代表者が次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続きがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者
- ⑥ 国税及び県税を滞納している者
- ⑦ 本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑨ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (Ⅰ) 心身の故障により業務を適正に行うことができない者
 - (Ⅱ) 破産者で復権を得ない者
 - (Ⅲ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (Ⅳ) 暴力団の構成員等

7 参加手続き等

(1) 日程

本プロポーザルを下記日程で行う。

ア 公告	令和7年1月28日（火）
イ 参加申込書の提出	令和7年1月28日（火）～2月7日（金）
ウ 質問受付	令和7年1月28日（火）～2月7日（金）
エ 質問に対する回答	令和7年2月13日（木）～2月14日（金）
オ 企画提案書等提出	令和7年1月28日（火）～2月18日（火）
カ プレゼンテーション審査	令和7年2月26日（水）（予定）
キ 審査結果通知	令和7年2月下旬（予定）

(2) 事務局

〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋1丁目1番137号

兵庫県立淡路医療センター総務部経理課

電 話 0799-22-1200（内線220）

FAX 0799-24-5704

メールアドレス keiri@awajimc.jp

(3) 募集要項の配布

① 配布期間

令和7年1月28日(火) から2月3日(月) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 配布場所 兵庫県立淡路医療センターホームページ

(<https://www.awajimc.jp/>)

(4) 現地説明会 現地説明会は開催しない。

(5) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記書類を必要に応じて作成し、提出期限までに提出すること。

① 提出書類

ア プロポーザル参加申込書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 病院の給食調理業務の受託に関し、各種法令に基づく許可、認可、資格免許等を必要とする場合その写し

エ 財団法人医療サービス振興会の医療関連サービスマーク認定事業者であることを証する書類の写し

オ 日本国内の一般病床200床以上の病院において、過去5年以上給食調理業務の受託実績があることの報告書(様式は任意)

カ 直近の財務諸表を含む法人の概要書(様式は任意)

② 提出部数 各1部

ただし、(カ)法人の概要書は正本1部、副本8部

③ 提出方法

持参又は郵送とする。

④ 受付期間

持参の場合は、令和7年1月28日(火) から2月7日(金) (土曜日及び日曜日を除く。)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に持参することとし、郵送の場合は、同年2月7日(金) 必着とする。

⑤ 提出場所 上記(2)に同じ

(6) プロポーザルに係る質問及び回答

質問がある場合は、質問書(様式第3号)により行うこととし、電子メール、持参又は郵送とする。

電子メールの場合は受信確認のため提出先へ電話による確認を行うこと。

① 提出先 上記(2)に同じ。

- ② 提出期間 令和7年1月28日(火) から2月7日(金) (土曜日及び日曜日を除く。) までの午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は2月7日(金) 必着とする。
- ③ 回 答 令和7年2月13日(木) から2月14日(金) までの午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。) の間に、上記(2)に記載の場所において閲覧方式により行うほか、参加申込書を提出した者全員に対して電子メールにより回答する。

(7) 企画提案書等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり企画提案書等を作成し、提出期限までに提出すること。なお、同一の参加者が提案する企画は一つに限る。

① 提出書類

ア 企画提案書 (様式自由)

- (ア) 運営方針 (運営に当たっての基本的な考え方、目標、運営組織)
- (イ) 食材の調達 (食材の安全性、安定した調達体制、地元産食材の使用等)
- (ウ) 献立作成及び調理業務運用 (献立作成・調理・配膳・下膳等、患者の満足度やQOL向上)
- (エ) 衛生管理 (大量調理施設衛生管理マニュアル等に則った厳密な管理)
- (オ) 安全管理 (事故・災害発生の防止策、発生時の対応等)
- (カ) 職員の配置等 (職員の配置や勤務体制の計画、不測の事態への対応等)
- (キ) 職員の研修計画、職員の健康管理の取組み内容
- (ク) 情報公開、個人情報の保護の取組み内容
- (ケ) クレーム対応の体制と取組内容

イ 職員の採用計画 (様式自由)

受託した場合の職員の採用計画等 (採用方法、採用基準、雇用形態等)

ウ 提案見積書 (様式自由)

食材費を除いた月額固定費の見積書を以下のとおり提出してください。

(ア) 見積書

見積条件は、仕様書に示した条件とし、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除く額とすること。

(イ) 見積算定根拠

エ その他参考資料 (必要に応じ)

- ② 提出書類 正本1部、副本8部
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。
- ④ 受付期間 令和7年1月28日(火) から2月18日(火) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、2月18日(火) 必着とする。

- ⑤ 提出場所 上記(2)に同じ

8 提出書類作成上の注意

(1)書類作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)留意事項

- ① 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- ② 提出書類は非公開とする。
- ③ 提出書類に記載された個人情報、事業者の選定のための評価・手続きに使用すること以外に、参加者の承諾を得ずに利用しないものとする。
- ④ 提出書類は返却しない。
- ⑤ 提出書類について、本要項に定める様式に適合しない場合は、応募を無効とすることがある。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出された提案は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- ⑦ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めないものとする。ただし、誤字・脱字等軽微な修正は、この限りではない。

(3)費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4)その他

- ① 参加者は、応募書類の提出をもって、この要項の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- ② 企画提案書の規格は、A4版とし、分かり易く簡潔に記載すること。

9 無効となる提案

次に掲げる提案は無効とする。

- (1)プロポーザルへの参加資格が認められない者による提案
- (2)募集要項等の規定に違反した提案
- (3)虚偽の内容が記載されている提案
- (4)金額、氏名その他重要な文字、語句の誤脱や、不明確な提案
- (5)委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求めた者による提案
- (6)「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格またはその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者による提案
- (7)その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者による提案

10 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1)選考方法、決定方法

選考は、「兵庫県立淡路医療センター給食調理業務運営事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行い、委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(2)評価項目

委員会における選考は、次の評価項目により行う。

評価区分	評価項目
業務運営方針について	①運営に当たっての基本的な考え方（治療や重症化予防への貢献） ②目標 ③運営組織
食材の調達について	①食材の安全性と安定した調達体制 ②国内産、地元産等食材の使用状況
献立作成及び調理業務の運用について	①献立作成・調理・配膳・下膳の考え方 ②患者満足度向上にかかる方策 ③嚥下困難、食欲不振、アレルギーなど患者のQOL向上にかかる方策
衛生管理について	①「大量調理施設衛生管理マニュアル」に則った衛生管理体制
安全管理について	①事故等の防止策 ②事故・災害発生時の対応策
職員の配置等について	①職員の配置や勤務体制の計画 ②不測の事態への対応策
職員の研修計画、健康管理の取り組みについて	①職員に対する研修計画 ②職員の健康管理対策
情報公開、個人情報保護の取り組みについて	①情報公開、個人情報保護に関する取り組みと体制
クレーム対応について	①クレーム対応の方法、体制
職員の採用計画について	①採用方法、採用基準、雇用形態
委託料について	①食材費を除く月額固定費の見積額

(3)プレゼンテーション

必要に応じて、企画提案書の提出者によるプレゼンテーションを実施する。詳細については別途通知する。

(4)選考結果の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(5)当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立淡路医療センター給食調理業務委託契約」の契約予定者となる。

(6)失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 期限までに提案書を提出しなかった者
- ② 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

11 選定後の手続き

(1)契約準備等

契約予定者は、選考結果通知後、直ちに次に掲げる書類を提出するとともに、準備作業について、病院と打ち合わせを行うこととする。

- ① 国税の納税証明書（該当する全ての国税税目に未納の税額がないことの証明書） 1 部
- ② 税に係る納税証明書（入札参加申込用納税証明書） 1 部
- ③ その他病院が求める書類

(2)契約

- ① 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。なお、仕様書については変更することがある。
- ② 契約担当者は、業務受託者が提案事項について、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、当選の取り消し及び契約の解除ができるものとする。
- ③ 契約予定者は、当選後に 6 (5)各号の事由に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。
- ④ 契約担当者は、前号の申し出を受けた場合、当該契約予定者の当選を取り消し、次点者を当選者とする。

12 選定事業者の取消し

次に掲げる事項に該当することとなったときは、選定結果を取り消すものとする。

- (1) 正当な理由がなく、本要項 11 に記載する契約手続きに応じなかったとき。
- (2) 選定から契約手続までの間に、選定事業者について資金事情の変化等により企画提案した業務の運営の履行が確実にないと当院が判断したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、給食調理業務委託事業者として相応しくないと当院が判断したとき。

13 延期等

プロポーザル参加者が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で、プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めたとき並びに不慮の都合により、本プロポーザルを延期または中止することがある。その場合は、周知することとする。

14 事前研修について

選定事業者は、当院と仕様について十分な確認を行い、適当な準備を行った上で、事前に当院での研修期間を設け、円滑に業務を遂行させること。